

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和元年6月24日

京都市長 門川大作

京都市規則第15号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和元年6月11日京都市条例第12号）中第2条の規定の施行期日は、令和元年6月25日とする。

（都市計画局建築指導部建築指導課）